

【表紙】

【提出書類】 訂正報告書

【根拠条文】 法第27条の25第3項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 TMI総合法律事務所
弁護士 大越 有人

【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階

【報告義務発生日】 該当事項なし

【提出日】 令和元年8月1日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 該当事項なし

【提出形態】 該当事項なし

【変更報告書提出事由】 該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	GLP投資法人
証券コード	3281
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者／１）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	G L Pキャピタル・ジャパン２・プライベート・リミテッド (GLP Capital Japan 2 Private Limited)
住所又は本店所在地	シンガポール共和国 238880、オーチャード・ロード501番、 ウィロック・プレイス 08 - 01
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 岩井 宏樹
電話番号	03-6438-5511

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.11
訂正される報告書の報告義務発生日	令和元年7月29日
訂正箇所	令和元年7月31日に提出いたしました変更報告書No.11 について、報告義務が発生していませんでしたので、 取り下げを行います。